



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

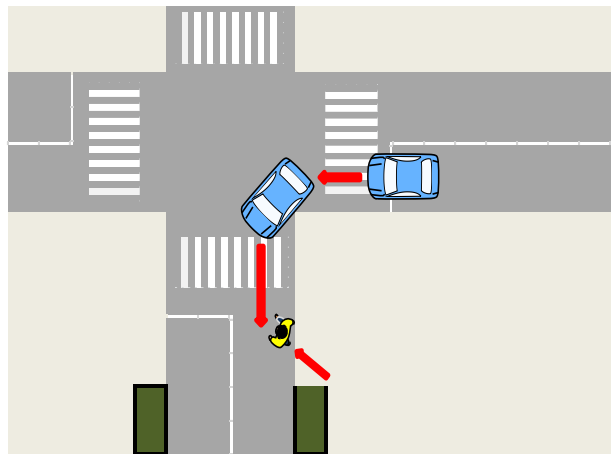
## 事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「横断歩道の付近にはこんな危険が!!」

### 【事故概要】

横断歩道のある十字路交差点で、横断歩道の付近から道路を横断した歩行者と、左折した車が衝突した事故。

### ドライバー語録

- ・運転者「横断歩道を渡る人もいないから安心…と思って交差点を左折したらドンッ…え？」  
「予測できませんよ、横断歩道のない場所を渡るなんて、歩行者が悪いでしょ。」
- ・歩行者「信号も変わりそうだったし、横断歩道まで歩くと遠回りになるから…つい。」  
「あの時、横断歩道をちゃんと渡っていれば、このような事故に遭わなかったのかも…。私にも原因が…あるのかもしれない。」



### 横断歩道の付近では、**歩行者の急な飛び出し、斜め横断に注意!**

慣れている交差点でも、横断歩道の付近には、このような数多くの危険が潜んでいます。急な飛び出しをする歩行者と交通事故を起こせば、車の運転者の責任は当然のことながら逃れられません。

歩行者側の心理は「信号が変わる前に横断歩道を渡ろう」とか、「横断歩道まで離れているから手前から渡ろう」とか、なかには「赤信号だけど、車もこないし、誰も見ていないから渡っちゃおう」とか様々です。横断歩道の付近を走る時は、これらの危険を予測した運転に努めてください。



### 横断歩道は「**歩行者優先**」！**高齢者の横断にも注意を!**

横断歩道には、信号機が設置されている場所と、信号機が設置されていない場所がありますが、どちらの場合であっても、横断歩道は歩行者が優先です。横断する歩行者がいる場合には、必ず、横断歩道の手前で一旦止まり、横断歩行者の進路を妨害してはいけません。

特に4月は、新入学、新入園シーズンです。交通ルールに慣れない児童や園児などが、小学校や幼稚園に通い始めます。小さな子供たちの動きは予測できません。「絶対に、大丈夫」などと思い込み運転は厳禁です。小さな子供を見かけたら、アクセルを緩めて減速し、一時停止や徐行するなどの思いやり運転に心掛けてください。

また、高齢者は、身体機能の衰えや、判断能力の衰えから、ゆっくり横断したり、信号を勘違いしたりすることもありますので、高齢者の横断には十分に注意してください。

## 「無事故無違反にチャレンジ！セーフティ123」とは？

「無事故無違反にチャレンジ！セーフティ123」とは、宮城県内で実施している県民参加型の交通安全キャンペーンとなり、今年で第27回目となります。

セーフティ123には、毎回2万人以上の方々にご参加頂き、模範運転を実践し、正しい交通マナーを習慣付けていただくとともに、宮城県の交通安全県民運動である「マナーアップみやぎ運動」を広く県民にお知らせし、悲惨な交通事故を減少させることを目的としています。

「123日間の無事故無違反への挑戦」部門（実施期間6月15日から10月15日まで）

- 3人で1チームを組み、実施期間中の無事故・無違反に挑戦していただきます。  
（参加費：1人当たり800円）
- 123日間の無事故無違反の達成者には、抽選で賞品を贈呈します。
- 参加者全員に自動車安全運転センター発行の運転記録証明書（1年間用）が送付されます。
  - ・ 1年以上無事故無違反の参加者には、SDカードも送付されます。
  - ・ 約350の事業所でSDカードの提示により割引・優遇特典を受けることができます。

参加したい！

募集期間は「令和2年5月1日(金)から令和2年6月14日(日)まで」です。

4月下旬から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きます「応募申込みパンフレット」をご覧の上、お申し込みください。

協賛金（1口1万円、1口以上でお願いしております。）又は協賛品を受け付けております。参加者の励みとして、また、交通安全運動を盛り上げるためにも、ぜひ協賛をお願いします。

協賛したい！

協賛金等は、無事故無違反達成チームへ抽選により贈呈される賞品の購入や、贈呈賞品に活用させていただいております。

なお、協賛団体のお名前は、県公式ウェブサイトや、セーフティ123のパンフレット等で広くお知らせいたします。

振込先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会</li> <li>・口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881</li> </ul>
-----	---

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）  
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日

